

個人情報の利用目的について

当組合は、個人情報保護法の規定に従い、その保有する個人情報に関し、その利用目的を【別添 1】および【別添 2】のとおり定めましたのでお知らせします。

個人情報保護法第15条第1項において、個人情報の利用目的の特定が義務づけられており、同法第16条第1項において、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

なお、同法第16条第3項において、「①法令の定めに基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する場合には、個人情報の取り扱いに関する制限の適用外とされています。

特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や使用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

個人情報の第三者への提供について同意のお願い

以下の事項についてはいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

しかしながら、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合まで書面にてご連絡下さい。

なお、家族(被扶養者)の方で同意されない方につきましても、当組合まで書面にてご連絡下さい。

1. 医療費通知は世帯まとめて通知をします。
2. 高額療養費、付加給付は本人の申請に基づかず、世帯まとめて、被保険者あてに事業主経由で支給します。
3. 出産育児一時金など現金による給付は世帯まとめて、被保険者あてに事業主経由で支給します。
4. 保健指導に関する広報誌は、被扶養者である配偶者の自宅に印刷業者等より送付します。
5. 出産育児一時金支給対象者の育児関係図書は、自宅に印刷業者等より送付します。

ご連絡先:ミットヨ健康保険組合

〒213-8533

神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1

電話 044-813-8228 / ファクス 044-813-8229

当組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療給付に関する 交付金交付事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当組合では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会(以下「健保連」という。)が実施する高額医療給付に関する交付金交付事業(以下「高額医療事業」という。)から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

当組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・ミトヨ健康保険組合 常務務理事、職員
- ・健康保険組合連合会 高額医療グループ職員
- ・業務委託先 財団法人 本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名(もしくは名称)について

レセプトデータ等の管理責任者は、当組合の事務長と健保連の高額医療グループグループマネージャーです。

- ミトヨ健康保険組合 神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目 20 番 1 号
- 健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4

別表1 ミットヨ健康保険組合が保有する個人情報

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ・その他被保険者等にかかる情報 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報(続柄・同居有無等)、年及び月平均収入額 ＊任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先
保険給付関連 (現物)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書(レセプト)記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、その他被保険者等に係る情報】
保険給付関連 (現金)	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、前保険者給付情報、職歴情報等、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬料(費)関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
保健事業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、保健指導関連 (特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む) 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、その他被保険者等にかかる情報】

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険資格確認書の発行管理
- ・保険給付及び付加給付の実施
- ・番号法に定める利用事務

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座(事業主)への支払い
- ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健保連の高額医療給付の共同事業
- ・番号法に定める情報連携
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料の徴収

3. 保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

- ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・健康増進施設(保養所等)の運営
- ・高額医療費・出産費に係る資金貸付事業の実施

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
- ・医療機関への健診の委託
- ・健診申込みに必要な項目の事業者(健診担当者)への提供
- ・健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知
- ・健康保険組合連合会主催の共同事業
- ・保健事業の事業実施(常備薬の配布、在宅療養支援事業)
- ・被扶養者宛の健康保険情報誌提供に係る事業者への委託

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【当組合等の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査
- ・柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・柔道整復施術療養費支給申請書データの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

・柔道整復施術療養費支給申請書データの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

【審査支払機関への情報提供を伴う事例】

・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供

・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

・医療費分析・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

6. その他

【健康保険組合等の内部での利用に係る事例】

・健康保険組合の管理運營業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

・当組合の管理運營業務に係る記録資料

・適正な経理事務の執行

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・業務の適正処理のための照会又は回答(保険者間の情報交換)

・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等

・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報

・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報

・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

・保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報

・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

・特定健診データ

以上